

# 平成28年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成28年3月8日（火曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	東口正美君	副委員長	和地仁美君
委員	上林真佐恵君	委員	二宮由子君
委員	中村庄一郎君	委員	荒幡伸一君
委員	中野志乃夫君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	関田正民君	4番	実川圭子君
20番	木戸岡秀彦君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

## 出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
市民生活課長	田村美砂君		

## 会議に付した案件

- (1) 第8号議案 東大和市消費生活センター条例
- (2) 28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情
- (3) 所管事務調査  
地域包括ケアシステムの構築について

午前 9時27分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成28年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（東口正美君） 初めに、第8号議案 東大和市消費生活センター条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますが、市長部局より資料が提出されておりますので、その説明を求めます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） それでは、東大和市消費生活センター条例の概要説明をさせていただきます。御配付いたしました議案資料に基づきまして、説明させていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。参考資料であります。

まず、東大和市の消費生活相談等に係る現在の体制でございます。

現在市民生活課におきましては、毎週月曜日から水曜日及び金曜日の週4日に、消費生活相談を実施しております。各日原則1名の相談員で対応しております。

相談員は消費生活相談に応じるため、消費生活専門相談員、消費生活相談アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を持っている嘱託員が担当しております。

環境整備といたしまして、独立行政法人が運営している国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結んだ全国消費生活情報ネットワークシステムのP I O-N E Tと呼ばれているものが配備されております。これは、消費者から寄せられる消費生活に関する苦情、相談、情報の収集を行っているシステムでありまして、専用端末が2台配備されております。このP I O-N E Tを活用し、消費者への助言、あっせん等に対応しております。

また、市民生活課では消費生活相談のほか、消費者の安全に資する情報の収集、周知を行うほか、関係機関との連絡調整も行っております。

次に、東大和市消費生活センター条例制定の必要性についてでございます。

消費者安全法は、高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、消費者の安全・安心を確保するため、平成26年6月に改正されました。法では、施設または機関としての消費生活センターを設置する市町村は、法で掲げる事項について、条例で定めるものと規定されました。施設または機関としての消費生活センターの基準は、法第10条で3点の要件を上げております。

1点目は、消費生活相談員を置き、消費生活相談を行うこと。

2点目は、事務の効率的な実施のために、電子情報処理組織、その他の設備を備えること。

3点目は、消費生活相談あっせんを1週間につき4日以上行うことであります。

市は、これらの要件を満たしていることから、消費生活センターとして今回条例を制定するものであります。

次に、東大和市消費生活センター条例の内容についてでございます。

法第10条の2第1項では、条例で定める事項、1、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、2、消費生活相談あっせんの実施により得られた情報の安全管理に関する事項、3、その他、内閣府令で定める事項と規定しておりますが、3つ目の内閣府令でございますが、現在のところ、いまだ定められておらないため、1及び2について定める必要がございます。

また、同条第2項では、条例制定に当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものと規定されておりますので、消費者安全法施行規則第8条を参酌したところであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。

表の左側には、条例案の条番号及び見出しを記載しております。

その隣に、消費者安全法及び消費者安全法施行規則第8条に定める参酌基準の該当条項及び該当状況を記載しております。

なお、条例の個別の説明でございますが、既に本会議において御説明しておりますことから、省略をさせていただきますと思います。

以上、東大和市消費生活センター条例の概要につきまして、御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○委員（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。何か質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、先ほど御説明いただきました相談員の資格についてなんですけれども、資格はどうやって取得ができるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 先ほど、3資格の——今相談員が持っている資格の内容を、名称を御説明いたしましたけれども、そちらは、それぞれの独立行政法人だったり、一般財団法人が資格のほうを付与しているところなんですけれども、それぞれのところで研修ですとか、時間数をとった上で、そこで認定される資格ということで認識しております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

環境整備のP I O-N E Tについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） P I O-N E Tでございますが、こちらは全国消費生活情報ネットワークシステムというのが正式名称でございます。こちら、国民生活センターと、それから全国の消費生活センターをネットワークで結んでおりまして、消費者から消費生活センターにそれぞれの地方自治体に相談が寄せられるわけでございますけれども、それぞれの苦情の相談の記録を収集するためのシステムでございます。また、その記録をそれぞれの相談員が、また全国で見ることができまして、その記録の蓄積を見て、またアドバイスの参考にするというものになっております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

相談件数なんですけれども、年間で何件ぐらいありますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 相談件数でございますけれども、平成26年度は東大和市の相談の件数が243件ということになっております。今27年度途中でございますけれども、1月末現在で228件の相談を受けております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） あともう1点、こちらの消費センター条例の中の第9条の中に、消費生活相談員に対し、その資格の向上のための研修の機会を確保するものというふうに書いてございますけれども、これどのような形で市が行うのか、教えていただけますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 相談の研修でございますけれども、主に受けるのは相談員でございます。こち

ら、市で研修を行うといいますよりか、国民生活センター、あるいは東京都のほうで研修のほうを用意しておりますので、その研修をそれぞれ知らせが来たときに、自分の知識として足りないものがあつたときに、その研修を受けるということになっております。平成27年度ですけれども、20回ほど研修に参加しておりまして、毎回1名から2名の相談員が研修に参加しているということになっております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 2点ほど質問させていただきます。

条例の制定によって、今後市民の方から相談がふえるかどうかとか、そういう予測というか、見込みみたいなものを持っていらっしゃるかどうかと、あと条例制定によって、相談員の方の待遇が変わるかどうか、その点を教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今まで同様の相談業務は行ってきたところでございますけれども、これで条例化されるということで、また市のほうも周知に努めたいと思っているところでございます。

また、相談に関する電話、昨年の夏から虐待の通報と同じように、虐待は189で「いち早く」でございましたけれども、消費相談のほうは188ということで、「嫌や」ということで名乗っているようでございますので、まだこちらにつきましては、なかなか周知が行き届いてないというところでございまして、この188を電話すると、その後に郵便番号を入れていただくと、通常の当市で相談員がいる4日間につきましては、当市に回ってくる。いない場合につきましては、木曜日と土曜日は東京都に回る。日曜日につきましては、国民生活センターに回るというようなシステムでございますので、こちらの周知に努めると、市への相談、それから市に相談員がない場合には、相談が東京都、それから国民生活センターのほうにつながるということでございますので、そちらのほうの周知にも努めたいと思っているところでございます。

私は以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 相談員の待遇ですけれども、こちら今の相談員は地方公務員法第3条第3項第3号の規定する特別職の非常勤の嘱託員という身分になっております。現在東大和市嘱託員の設置に関する要綱に基づいて、嘱託員の欠格条項ですとか、服務規定など、そちらに沿って従事していただいているわけですけれども、相談員の待遇に関しましては、この東大和市の嘱託員という、今の待遇のままということで現状と変わらない予定でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

相談員の方、携帯電話の料金プランのことですとか、クーリングオフのことですとか、かなり専門的な幅広い知識が求められると思いますので、今後電力自由化とかもありますので、業務量の増加とかということもあるかなと思いますので、今後も専門性に見合った待遇というものを、状況によって見直すなど、引き続き労働環境の整備というものにも努めていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） 1点はちょっと関連ですけれども、ここ最近の消費生活センターに対しての相談内容の、どういう内容が多いのか、傾向があるのかを教えてくださいたいのと、あくまでもこれは個人というか、例えば中小企業というか、個人商店主さんたちの相談に関しては、やっぱり市が受けるんじゃないかと、国と

か、ほかのほうの相談に回るのか、その辺はどうなっているかを確認させてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 1点目の国民生活センターに寄せられる最近の相談の多いものということでございますけれども、現在最近目立つものということでございますけれども、インターネット通信サービスですとか、今のインターネット通信サービスに係る消費者が購入したのに、例えば物が届かないですとか、そういったこと、ここ数年、やっぱりインターネットによる通信販売などが多くなってからは、随分そのことがなかなか解消しないように聞いております。

それから、今は携帯電話とか、スマートフォンなどの契約内容がお店で説明を受けたけれども、実際に使ってみて料金が高かったりとか、説明がよくわからないまま契約してしまったということも、よくあるように聞いております。

以上でございます。

それから、もう1点目の事業者の相談なんですけれども、先ほど委員のほうからもお話しありましたように、東大和市といいますか、消費生活相談は消費者の相談に応じる機関でございますので、事業者の方の御相談というのは原則お受けしていませんので、それぞれの国だったり、あるいは民間の機関だったりというところに、御相談をしていただくように御説明をほうはしております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 異議のないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市消費生活センター条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時43分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（東口正美君） 次に、28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情

○委員長（東口正美君） 朗読が終わりました。

本件につきましては、説明員の出席がございません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（二宮由子君） この陳情に関しては、陳情の趣旨にあるとおり、年金積立金に関して、その運用に関して、長期的なリスクが伴わない、要するに安全かつ確実な運用を求める意見書を提出してくださいということです。陳情理由の中を皆さんもお読みでしょう——わかると思いますけれども、この公的年金と言われているものが、厚生年金保険とあと国民年金があるんですけども、その運用を一任されているGPIFですか、ここでいう年金積立金管理運用独立行政法人が2014年10月に基本ポートフォリオを見直したことによって、株式投資が今までの国債中心から株式投資、国内、国外を含めた株式投資に全資産の50%を投資できるように見直しを行ったことによって、市場の変動によって運用の損益ですか、その幅が大きく上下するということが、資金運用にはリスクが伴うので、ぜひとも株式投資ではなくて、今までのような国債中心の運用の仕方にしていただきたいということを含めた意見書の提出だと思しますので、私といたしましては、もちろん厚生年金保険、国民年金、皆さんも納めていらっしゃるものですので、その運用に当たっては長期的な観点から、安全な運用をぜひ堅持すべきであるというところで、この陳情に関しましては、私は採択し、意見書を提出すべきだというふうに思っております。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（中村庄一郎君） 私は、この陳情は必要ないものと考えます。

まず、その理由といたしまして、まず平成28年2月2日に第36回社会保障審議会年金部会が開かれています。同年のまた2月8日に、第37回の社会保障審議会年金部会が開かれております。その中の内容をしっかりと見させていただきますと、GPIF関係の問題、それから運用のあり方についての関係の問題について、しっかりと議論しているわけなのでございますね。その中の一応要旨を取りまとめたものとして、週刊年金実務というところのGPIF改革の方針案というものが、一つこんなふうな資料がございます。

こんなふうな資料の中も、いろいろ見させていただきますと、ここに陳情者が申しているような不安が、どこにあるのかなというふうなのが疑問でございます。それにつきましては、まずこの中に書いてある例えばリスクの問題ですとか、ポートフォリオの問題、あとは経済への貢献を目的ではありませんなんて書いてありま

すね。この全ての内容を、まさにもう検討されて、いろいろされている内容ばかりなんです。例えば年金積立金の管理運用を厚生年金保険法等に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的に行われるものとされておりまして、年金財政上必要な利回りをしっかりと確保しつつ、リスクを抑えていく運用が重要であるというふうに考えているということなんです。単一の資産で運用するよりも、さまざまな投資対象を組み合わせ、リスクを抑えながらリターンを獲得していく分散投資が重要であり、この手法は大規模な機関投資家における投資では一般的なものであるというふうに考えていられるということなんです。

また、デフレから脱却し、物価、賃金が上昇していく局面では、債券運用によって必要な利回りを確保していくことは困難であるというふうに見込まれておるそうなんです。現在の基本ポートフォリオはデフレからの脱却に対応し、分散投資の考え方に基づいて、専門家等が最もふさわしい資産の組み合わせを検討した結果、国内債券に偏っていた基本ポートフォリオから他の資産への分散を進めたものに変更したものであり、この変更により長期的に年金財政上、必要な積立金を下回るリスクは少なくなったものというふうに考えていられるそうなんです。

なお、GPIFの中期計画では、運用体制の整備に伴い、管理運用されているオルタナティブ資産、こちらはリスクリターン特性に応じて、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分して、資産全体の5%を上限とするとの記載がされているそうです。実際に、オルタナティブ資産の実施に当たっては、リスク管理体制の整備を図るとともに、あくまでも専ら被保険者のために分散投資の観点から、GPIFにおいて検討されているものだそうです。

また、GPIFの中期計画では、株式運用において財務的な要素に加えて、収益確保のためESG、これは環境社会ガバナンス、これを含めた非財務的要素を考慮することについても、資産運営について一般に認められている専門的な知見に基づき検討するというふうにされているというふうに、承知されているそうなんです。また、GPIFはESGに対する考え方を明確にするため、平成27年9月16日に国連責任投資原則に署名をして、公表をしているそうです。

また、現在検討を進めているGPIF改革では、年金積立金の運用に対する国民の信頼を一層高めるため、GPIFのガバナンス改革に取り組むこととしております。具体的には、基本ポートフォリオなど重要事項について、理事長1人が最終的な意思決定を行う現行の仕組みを改め、複数の専門家による合議で意思決定を行う枠組みとすることや、意思決定、監督と執行を分離すること等を検討していくところだそうです。合議制機関のメンバーについては、経済、金融、資産運用などの専門家から、厚生労働大臣が任命することとなりますが、労使を代表する団体が推薦する者、各1名を含むこととするほか、透明性確保等のために、あらかじめ労使の代表も参画する社会保障審議会の意見を拝聴した上で、任命の基準を定めて公表するとも考えているところだそうです。

以上の内容が検討された内容のようでございます。このことからいたしますと、この意見書を出す必要性があるのかということで、私は必要性がないというふうに認めております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

○委員（上林真佐恵君） 公的年金制度ですけれども、国民の老後の生活を支える柱ですので、その運用には安全性と確実性が求められると思います。陳情理由にもありますけれども、個々の公的年金の運用に対するグリーンピア問題ですとか、年金記録問題とか、いろいろあって国民が年金制度に対して、不安とか不信感とい

うのが、すごく強いものがあるのかなというふうにも思います。世界を見ても、日本ほど巨額の公的年金資金を市場で運用しているという国はほかにないですし、また運用に失敗したとしても、責任の所在がわかりにくいか、責任をとらないような仕組みになっていることも問題だと思います。

先ほど、二宮委員からもありましたけれども、2014年10月末に基本ポートフォリオが見直しされて、そこで株式投資比率、目標を従来の約2倍である日本海外株、それぞれ25%に引き上げて、結果、皆さんも御存じだと思いますけれども、2015年7月から9月、7.8兆円の運用損益を出したということで、長い目で見ればプラスになったりということも、長期的にはあるかもしれないとは思いますが、いずれにしても国民の中に年金に対する不信感というのは根強くありますし、またアベノミクスを支えるために、株式市場への投入が行われているのではないかというような不安の声も聞きますので、国民の貴重な財産をこういうリスクにさらすようなことはするべきではないと考えています。市民、国民の中にある公的年金に対する不安を払拭するためにも、私は東大和市議会として、この意見書を提出するべきではないかと思います。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 私といたしましては、この陳情趣旨については、非常によくわかるものではありますけれども、先ほど中村委員も言われていましたとおり、既に政府にて取り組んでいる内容ですので、市として行うことはないなというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに自由討議はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（二宮由子君） 28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書提出に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

私も先ほど自由討議の中でも申し上げましたとおり、140兆円にも及ぶ公的年金積立金の管理運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人GPIFは、平成26年10月に積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合を定める基本ポートフォリオを変更し、それまで12%までとされていた国内株式、外国株式の資産割合を、それぞれ25%までの引き上げを行いました。その結果、運用益は平成27年度第1・四半期、これは4月から6月にはプラス2.6兆円、同第2・四半期、7月から9月にはマイナス7.9兆円、同第3・四半期、10月から12月にはプラス4.2兆円となり、同第4・四半期、1月から3月は本年1月からの株価下落に伴い、マイナスとなる見込みであります。

このように不安定な運用結果では、厚生年金保険法と国民年金保険法に規定されている年金積立金の運用に関する専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって運営の安定に資することという目的に反する上、GPIFが独自で運用の方法を規定できるため、独立行政法人のガバナンスにも問題があり、年金制度に対する国民の信頼を損なう運用となってしまうのは明白であります。したがって、国民の将来への安心、年金積立金の健全な管理運用のため、その運用方法を見直し、GPIFのガバナンスの抜本的改革を行う必要性に鑑み、本陳情に賛成するとともに、東大和市議会として意



見書提出すべきものとするものであります。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 私は、28第8号陳情におきまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、先ほど来から私が意見としていろいろ発言させていただきましたことのおりでございます。もう政府では、いろんな立場でいろんな知見から判断をされているようであります。また、この内容の中に書いてあることも、全て皆さんお聞きになったとおりであります。それで討論をいたします。

厚生年金保険法の第79条の2には、年金の積立金に関して、年金の運用の目的として、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものと定められております。年金財政は、保険料、運用収益、公費によって賄われており、将来にわたり年金給付を維持していくためには、適切な運用を行っていく必要があるものと考えます。より効果的に、年金積立金を運用していくためには、今般の基本ポートフォリオの見直しが行われたものであり、現行法でもその責任は厚生労働大臣が最終的に負うことというふうになっております。政府によりますと、民主党政権時代の基本ポートフォリオであれば、2039年時点で明らかに長期的に年金財政上、必要な資金が得られないものとなっており、新しい経済情勢のもとで、新しい基本ポートフォリオが必要となってくるものというふうを考えております。

また、本年第2・四半期の年金積立金の収益金額が7兆8,899億円のマイナスとなったことが明らかになりましたが、平成26年度では15兆2,922億円のプラス、本年第1・四半期でも2兆6,489億円のプラスとなっております。年金積立金は、運用収益は長期的な観点から捉えるべきものでありまして、本年第2・四半期の収益結果のみをもって政策転換を行うべきではないものというふうを考えております。

以上、そういうふうな考えから反対とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第8号陳情 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用求める意見書提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を裁決いたします。本件について委員長は不採択と裁決いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（東口正美君） 次に、所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築について、本件を議題に供します。

本件につきましては、2月2日に埼玉県和光市の地域包括ケアシステムについて視察をいたしましたので、視察した内容につきまして、委員の皆様から御意見、御感想等を御発言いただきたいと思えます。

○委員（荒幡伸一君） まず、マクロの計画策定とミクロのケアマネジメント支援ということで、御説明をいただきました。私を感じたこと、何点か話をさせていただきます。

まず、日常生活圏域ニーズ調査という、アンケートで高齢者全員に行っておりまして、どの圏域に、どのようなニーズを持った高齢者が、どの程度生活しているかを調査し、地域の課題や必要となるサービスを把握、分析し、地図上に落とし込みをし、制度設計をしているということでした。そして、未回収者に関しては、返したくとも返せないのではないかとのお考えから、訪問して回収をし、現状も確認しているということでした。意向調査も大事だとは思いますが、和光市のような現状調査が大事だというふうに感じました。

また、介護保険開始時にかなり細かい単位で出前講座を開催して、市民に介護保険法の本質を理解していただき、行政だけでなく事業者、市民にも周知され、具体的な整備として実行されているということでした。当市においても、介護保険法の本質を理解していただくのが重要であるというふうに感じました。

そして、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成を行っており、体に触れずにできるような、身近なサポートをすることで、有資格者が身近介護に専念でき、地域の見守りにもつなげておりました。

また、高齢による衰弱や関節疾患の生活不活発と言われる廃用症候群については、要支援1・2、要介護1等の軽度者に対する予防、改善を図る観点から、介護予防プログラムとしてマシーンを使って本格的な運動や口腔体操、そしてカジノ遊びなど、多彩な事業が展開されておりました。当市も元気ゆうゆう体操以外にも、参考になる介護予防プログラムだなというふうに思いました。

また、和光市の第6期の介護保険料は4,228円であります。市独自の市町村特別給付は、この介護保険料のうち300円で賄われているというようなことでした。その内容としては、食の自立、栄養改善サービスということで、個人の状態によって栄養マネジメントをつけて配食をしているというものと、地域送迎サービスということで、有償運送特区を活用し、ベッドからベッドまでの送迎をしているというものと、紙おむつ等サービスということで、尿量をはかかって、どの形のものが、どれくらい必要かというのを、個別に対応しておりました。このオリジナル給付は、施設にあって在宅にないものというところのお考えから始めたということでした。

そして、コミュニティケア会議というのを開催しておりまして、地域包括ケアシステムにかかわるスタッフが一堂にそろい、一人一人の支援方針の決定をし、支援計画調整をし、ケアチーム編成をし、マネジメントのキーパーソンを決定し、地域ネットの進行管理等を本当に限られた時間に決定をして、情報の共有化と一元化が図られておりました。複合的、潜在的な課題を早期に発見し、高齢者が適切なサービスを受けるためには、必要なことだというふうに感じました。とても刺激になり、有意義な視察だったというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかにございますでしょうか。

○委員（和地仁美君） 今荒幡委員のほうから、全体的な概要は御説明ありましたし、当市の担当課のほうでも、

非常に全国的に注目されている和光市の取り組みですので、私たちが得た情報は基本的には御存じだという前提で、幾つか感想と、できましたら今後の当市の見通しとか、取り組みで何かありましたら教えてほしいなという点が幾つかあります。

1点目は、和光市のほうの地域包括ケアを含む福祉的な高齢者、子供、障害者、生活困窮者、そして介護予防みたいな全体的なところを横串で刺す保健福祉部福祉政策課という課を設置されて、いわゆる高齢者福祉以外の地域にかかわる福祉全体を大きな政策として関連づけたり、マネージするというような体制を庁内でとっていらっしゃるようなんです。それが非常に功を奏していて、大きな意味での地域を包括しているという姿をつくられているんだなというふうに思いましたので、当市においても、今は日本一子育てしやいまちという。形で、子育てという部分、取り上げられていますけれども、大きな意味で地域の中の福祉というところで取り組むときに、介護予防や高齢者福祉以外の部分との連携というのもの、近い将来は検討するほうが地域が包括されていくのではないかなという感想を持ったんですが、その点庁内で話し合われたり、今後の検討課題となっていたりしているのかどうかという点を教えていただきたいなと思いました。

あと、もう1点が先ほど荒幡委員からもありましたけれども、今回こちらの地域包括ケアシステムを所管事務調査として取り上げたときから、当市の状況であったり、名古屋、さまざまなちょっと遠隔地の注目的な取り組みというものを視察したり、調査研究してまいりましたけれども、なかなか地域を巻き込むというのが難しく、そこに一定の知識のある方、それから過去自身が経験したことにより、これは必要だと実感をされている方、あと今今自分の御家族であったり、御自身がそういったサービスを必要とされているというような自分事として捉えられている方たちが、一生懸命汗をかいているというようなところで、結構大変になっている部分もあるのかなというのが、実感として、感想として持っていたんですけれども、和光市に関して言いますと、先ほど荒幡委員がおっしゃっていたように、それをサポートするボランティアの方の育成というものにも力を入れていらっしゃいますし、その一番最初の部分で、先ほど介護保険法の本質の理解というところを市民の方に非常に丁寧にやられているという部分でいうと、介護予防をすることが国民、強いては市民の責任というのか、簡単に言うのだらだら暮らしたい、不摂生をしていて、介護が必要になったら助けてって言うんじゃなくて、介護が必要にならないように、自分たちもそういうことを気をつけることが、基本的には責任としてあるんだよということを、まず理解させて、自分でできることは自分でするような知識を持たせていることと、もう1点が介護と関係ない世代の方が、介護離職をしないようなサービスをやっているんですよということをPRすることによって、実感として自分とはちょっと遠いな、介護はと思っている方も、この取り組みに理解、賛同していただけるような巻き込み感を、チラシなどもつくってやっていたらいいところは、ぜひ参考にさせていただきたいなと思ったんですが、当市のほうでも今やっている取り組みや、今後そういったことをやる御予定があるのかというのを、教えていただければなと思います。

○委員長（東口正美君） ありがとうございます。本日は所管事務調査ではありますけれども、お願いをしまして、当市の福祉部長、あと尾崎福祉部参事に来ていただいておまして、感想を聞いていただきながら、当市について質問を少しさせていただいて、そういう趣旨でございますので、全部が全部お答えできないこともあると思いますが、御協力をいただいているということで、御理解いただければというふうに思っております。

今和地委員からあった件に関しまして、もし感想、御意見等あればということで、よろしく願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今和地委員から2点、御質問等いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

私ども、ちょっと資料でしか拝見してないというところではありますが、和光市の取り組みというのは、非常に柏市と同様に全国的にも有名ということでございます。和光市の地域包括ケアということで、資料を拝見させていただきますと、まだまだ若い市なんだなというのが、まず印象でございます。高齢化率が16.9%ということで、本市との人口比ですと8万人ちょっとということで、和光市はそういう人口でございますが、本市の場合は同じころと比較いたしますと、6,000人ぐらい多い状況でございます。高齢者数は、これで割り返しますと和光市は1万3,500人ぐらいですけれども、本市は今約2万1,400人なんですね。高齢化率16.9%と申しますと、本市の場合いつごろだったかと申しますと、平成17年1月ぐらい、今から11年前が16.9%ということなので、和光市の10年後ぐらいの姿が今私どもの市の状況で、高齢化率が約25%で高齢者数が2万1,000人の状況というようなことなのかなというふうに考えております。そういった中で、和光市はまだ高齢化率が低い中でも、先駆的にお取り組みをされているというようなことなんだなということで考えております。

和地委員からいただいた1つ目の部分の全体的な横串で、庁内で総合相談とかの窓口というようなことでの話をいただきました。本市におきましては、福祉部と子ども生活部ということで、所管は分かれていますけれども、実際の現場の中では、例えば生活保護であったり、障害であったり、子育て支援であったりというようなところで、それぞれの部門で、それぞれ会議等、いわゆるケースカンファレンスなど、そういったことを非常に密接に行っておりまして、そういったところで現場のほうで適切に連携を図って行うような形で、両部で調整を取り合っておりますので、また福祉部におきましては、福祉推進課が庶務的なところを担うということになっておりますので、福祉部の福祉推進課、それから子ども生活部におきましては、子育て支援課が庶務的な役割を担っておりますので、そこの課で、まず両課で調整をさせていただいて、両部の中で具体的に支援が必要な方たちとかというのが、そういったところで日々ケースワーカーや保健師等、連携を取り合ひまして、いろいろなさまざまな支援を行っているというようなことでございます。

したがいまして、総合相談の窓口ということで、かねがねそういったお話などもいただいておりますけれども、本市においては現状でもうまく回っているんじゃないかなというふうに思っております。あとは、こういった形で和光市のように、全国に発信するか否か、上手か、そうじゃないかというようなところで、本市においては本市の実情に応じた中で、そういった支援というのは非常にうまくいっているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

2点目のまずボランティアの育成に、和光市が非常に力を入れているというようにお話しございました。

本市におきましても、介護予防リーダーを養成させていただいておりますので、そういった中でまずは介護予防という形で、さまざま市内の中で知識等も広めていただいているところでございます。多いところでは、体操なども50人ぐらい来ていただいたりとか、それから介護予防リーダーなどを中心として、歌を歌って元気になりましょうというような、公民館で毎月やっているものについては、もう200人ぐらいの方がいつも集まっていたり、ゆうゆう体操やって歌を歌って介護予防に取り組むというような形で、お取り組みをいただいているということで、少しずつではありますが、そういった介護予防というような認識が広がっているんじゃないかなというふうに考えております。

あとは、介護離職しないサービスというようなことでございますが、この部分につきましては、まだ本市においては、なかなか取り組みは個別の部分で今の現状のサービス、ショートステイであったりとか、そういう

のを活用していただいているというような状況でございますが、28年度、今回予算これから審議をしていただくところでございますが、少しケアラー支援ということで介護者を支える、そういったことのものを考えておりますので、少しずつではございますけれども、前に進んで取り組んでいるところでございます。

また、そのほかの部分でも、やはり私たちが発信とか、市内の方にもっと知っていただいたり、チラシの工夫であったりとか、ホームページの工夫であったり、そういったところでもっともっとPRをしていくというようなこと、そういったものをやはり工夫していくことも必要なというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに、せっかくですからそれぞれ御意見いただければというふうに考えております。

○委員（上林真佐恵君） 和光市に視察させていただいて、大変勉強になりました。

何か在宅で介護するときのリフォームの補助ですとか、そういうさまざまな支援も行っているということでしたけれども、在宅で介護するというのは、本当に介護する方、ケアラーの方には本当に負担がないように、介護離職という話もありましたけれども、しないといけないと思うんですけど、それは本当にやっぱり大変なことじゃないかなというふうに思います。在宅で介護されたい、介護したいという方もいらっしゃる一方で、御家庭によってはいろいろ事情もあって、なかなか在宅で難しいという方もいますので、和光市でも地域でどういうニーズがあつてみたいなのを、かなり綿密に調査されて、アンケートが返ってこなかったお家には、直接伺つてというようなことをされているということで、これ本当にすごいことだなというふうに思いましたので、今後そういったことももう一度、地域のどういうニーズがあるのかみたいなのを、当市でもそういうニーズを把握して、どういう施設ですとか、どういう対策がこの地域には必要かみたいなのを、その時々に応じて課題を整理していつて、対策を考えるというようなことが必要なかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかに御意見ございますか。

○委員（二宮由子君） 何名の委員の方も、いろいろと御意見と感想等申し合つていたとおり、和光に行つてまいりまして、一番思ったのが説明をしていただいた先ほど和地委員もおっしゃっていたのは、福祉政策課長ですか、平成26年4月に新設されたところだそうですねけれども、その方が非常にわかりやすく、また発信力というんでしょうか、スペシャリストというか、そういった自分の市の行っている事業の内容に関して、さまざま参加団体が愛知県であったりとか、広島県であったりとか、滋賀県であったりとか、多くの方々と一緒に今回視察をさせていただいたんですねけれども、その方々に対する発信力というのが、非常にすぐれているなという思いもありました。もちろん、パワポも使われたりとか、表現であったりとか、あともう一つ、私が思ったのは、今回この和光市においては、基本計画、その計画に沿つて施設を誘致されているということが、非常に印象に残りました。ということは何かというと、乱立、いろんなところにさまざまなグループホームだとか、デイサービスだとか、そういったものが乱立しないような形で計画に沿つた形で施設の誘致をされているということと、あと事業者に対して、必ず地域交流スペースをつくってもらつてほしいというところをおっしゃっていました。それは何かというと、やはり地域の方々との交流を含めて、高齢者の皆様との生活を御近所力の互助力というんでしょうか、いろいろと御近所のサービス提供事業者と御近所の方との協働によつて、介護事業を進めていくというのが中心にあるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 皆さんと同様でございます。本当に参考になりました。

ただ、皆さんとちょっと違うのは5市でしたっけ、一緒だったんだけど、今度できればちょっと早目にでも行ったときには、5市のそれぞれの何か問題点みたいなものでも、ちょっと探りを入れて聞けるようなことがあったらよかったなと思って、どこかで接点があれば、そうすれば今度はあそこの場合じゃなくて、お互いがいろんな問題点を、お互いが話せるようなところがあったらいいなと。こちらから一応質問事項は、向こうに投げかけたというじゃないですか。答弁のほうで、どこからいただいたこういう問題だとかということは一切言わないし、そういうことだから、その後のコミュニケーションがとれなかったのが一つあったのかなというのがありました。

それと、もう一つはやはり我々の議会は、そういうのがなかったんですけど、視察に行ったら人の話、ちゃんとよく聞きましょうね。何かごちゃごちゃ、どこかでしゃべっているさい人たちがいましたから、ちょっとざわざわしているなというのがあったので、それがちょっと気になりました。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 1点だけ、やはり非常に興味深かったのは福祉政策課という形での、その部門でなかなか普通の自治体では設けられてない部署を設置して、そこで政策的にいろいろ判断し、提言をしていくというかな、それは参考にしたいと思いました。

○委員長（東口正美君） 一通り御意見伺いましたけれども、せっかく担当部もいらしていただいておりますので、もしこの点もう少し確認ができればということがございましたら、御発言いただければと思います。

○委員（和地仁美君） 先ほど、当市の現状について福祉部長のほうから御説明いただいたので、当市は当市に合った形で現実的に進めているんだなというのは、十分理解しているんですけども、福祉部長のほうでおっしゃっていた、まだ若い市だと、和光市のほうは高齢化率も16.9%で当市の10年以上前みたいところで、要するに高齢者がいっぱいふえて、介護者がふえて、そういう関連事業者が自分たちの意思でどんどん市内にできちゃって、コントロールがきかなくなる前にコントロールをすることを選んで、政策的に進めているのが和光市なのかなという、国のほうも今さまざま介護の問題などが大きく取り出されて、いろいろと基礎自治体においてきているから始まったということではなくて、和光市はちょっと将来を見て大変にならないように準備をして、きっちり行政のほうでコントロールができるような形に、市民も巻き込んでやっているんだなというふうに思いました。

東大和市においては、高齢化率も非常に高いし、もう既存の事業者もいるし、どうしたらいいのかなというところについては、やはり現状を今以上に大変な状況にならないように、なおかつもっと改善するような形で、どういう形がいいのかわかりませんが、やはり政策的にいろいろ関連する法律も違いますし、例えば補助金関係も子供の関係やいろんな関係等は違うとは思いますが、それを地域というひとくくりの中で全体感で政策を、もう少し長い目で立てていけるようなことがあると、福祉部が取り組んでいる高齢者介護予防とか、そういった部分も少し楽になると言ったら語弊がありますが、いろんな協力の中で一緒に回していけるような体制になるのかなと、今数名の委員の方からいただいた福祉政策課、いわゆる政策課、最初に何か社会保障政策プロジェクトチームみたいな形で立ち上がったようなお話し伺ったんですけども、そういった部分も一つ前向きに御検討いただけたらいいかなと、その中身のコンテンツについては、やっぱり地域性があったり、東大和市ならではの部分があると思うんですけども、全体の絵をかいたり、コントロールをしていくという部分で、そういったほうが効率も効果も上がるのではないかなというふうに思いましたので、

これは感想で要望までもいかず、ぜひそういう姿勢で取り組んでいただきたいという意見です。

○委員長（東口正美君） ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） それでは、お諮りいたします。

所管事務調査、地域包括ケアシステムの構築につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（東口正美君） これをもって、平成28年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時32分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美